

様式第 11 (第 9 条の 2 第 2 項関係) (平30経産令53・全改、令元経産令17・令 2 経産令92・一部改正)

[書類名] 一般化学物質製造数量等届出書 1 / 3

[提出日 (西暦)] 年 月 日

[あて先] 経済産業大臣 殿

1. 届出者の氏名・住所

[届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名]

.....
.....

[届出者の住所]

.....

[①法人番号]

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

[②担当部署、担当者氏名及び連絡先]

担当部署

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

備考

【全般】

- 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、用途、輸入等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。
- 届出対象物質に関しての構造・組成について参考となる事項を記載した書類を必要に応じて添付すること。

【項目毎】

- ①法人番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第二十七号) 第39条第 1 項又は同条第 2 項の規定により指定されたものをいう。なお、法人番号を有していない場合は空欄とすること。
- ②当該届出に係る担当部署、担当者氏名等の連絡先を記載すること。
- ③CAS登録番号 (CAS RN) は、米国化学会 (American Chemical Society) の情報部門であるCAS (Chemical Abstracts Service) によって

個々の化学物質に付与された識別番号である。把握している場合は記載すること。

③～⑥、⑪記載要領を参考とすること。

⑦四捨五入前の製造・輸入合計数量が1.0 t 以上の場合は届出の対象。

⑦～⑩記入単位は t として、有効数字を 1 桁として記入すること。若しくは、小数点以下は四捨五入の上、実数で記入すること。製造数量・出荷数量には、同一企業内の他事業所での自家消費数量を含めないものとする。

⑫具体的用途の欄は、用途番号の欄に記載要領に掲げる用途のうち「198 (その他)」と記入した場合には、具体的な用途名を記載すること。

2. 製造数量、輸入数量及び出荷数量

2 / 3

(1)化学物質名称等

〔③製造・輸入した一般化学物質の名称と番号〕

法第 8 条第 2 項において準用する新規化学物質に係る届出である場合は、物質名称欄に法第 4 条第 5 項に規定する通知に係る判定通知書の物質名称を記載すること。

[物質名称]

[CAS登録番号(CASRN)]

											-						-		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	---	--	--

〔④製造・輸入した一般化学物質に対応する官報公示名称と官報整理番号〕

法第 8 条第 2 項において準用する新規化学物質に係る届出である場合は、

[官報整理番号 1] 欄に右詰めで新規化学物質に関する審査の処理番号（7 桁）を記載すること。

[官報公示名称 1]

[官報整理番号 1]

-									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(官報整理番号は左詰め)

製造・輸入した化学物質が 2 つ以上の官報整理番号で示される場合は、以下の欄も用いて当該官報整理番号と対応する官報公示名称を上記を含めて主要な 3 つまで記載すること。

[官報公示名称 2]

[官報整理番号 2]

-									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(官報整理番号は左詰め)

[官報公示名称 3]

[官報整理番号 3]

-									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(官報整理番号は左詰め)

〔⑤製造・輸入した一般化学物質が法第 11 条（第 2 号ニに係る部分に限る。）の規

--	--	--

具体的用途 ()

--	--	--

具体的用途 ()

--	--	--

具体的用途 ()

--	--	--

具体的用途 ()

--	--	--

具体的用途 ()

--	--	--

具体的用途 ()

--	--	--

具体的用途 ()

出荷数量合計(t)